平成２８年（フ）第３０７号
岡山市南区洲崎２丁目７番８号ベイシティー洲崎Ｂ棟102号、旧住所岡山市南区富浜町５番14号
債務者　半田二三彦
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０３号
東京都青梅市二俣尾２丁目669番地アメニティＡｒａｉ101
債務者　馬場　大輔
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２８号
東京都羽村市羽加美１丁目38番地２銀杏台マンション401
債務者　大沢　　茂
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７２号
東京都稲城市矢野口158番地井口住宅１Ｆ
債務者　鈴木　孝行
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７３号
東京都稲城市矢野口158番地井口住宅１Ｆ
債務者　鈴木かおり
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３６号
東京都八王子市南町８番13号イルソーレ303号
債務者　福本ひろみ
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５７０号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区３棟504号
債務者　金澤　綾乃（旧姓磯川）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９７号
横浜市瀬谷区二ツ橋町538番地11　エスポア103号
債務者　齋藤　　究
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６４７号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目19番地の13　湘南台共同住宅５―512
債務者　大塚　一成
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５５号
横浜市旭区本宿町79番地　ファミールタガワＤ201
債務者　遠藤　　浩
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４７号
東京都東村山市富士見町２丁目７番地５村山荘
債務者　日和　清江（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６３１号
横浜市中区弥生町４丁目39番地１　ライオンズマンション横浜大通り公園第２　308号室
債務者　松山弘司こと　韓　　弘司
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１９号
横浜市鶴見区尻手１丁目６番１号
債務者　増田　昌江
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８９号
福岡市中央区今泉１丁目13番５号ＵＭＩＢＥ今泉ビル２Ｆ
破産者　有限会社クラウプロジェット
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１９号
福岡市博多区中洲５丁目３－８アクア博多５Ｆ
破産者　株式会社ＶＥＩＮ
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部